

## 第12回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和4年1月26日（水）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂A B C

### 1 出席委員

#### 【農業委員】(16名)

1番 原田 義一	2番 三浦 寿紀	3番 佐々木京子	4番 柿元 信次	5番 川本 聖光
6番 野上 省三	8番 青葉 真	9番 河崎 健	10番 宮崎 龍生	11番 玉田 一
12番 高橋 伸幸	13番 大崎 健太	14番 中田 善喜	15番 林 秀司	17番 渡辺 弘之
18番 奥迫 忠幸				

#### 【農地利用最適化推進委員】(0名)

### 2 欠席委員

#### 農業委員 (3名)

7番 岡本委員、16番 佐々森委員、19番 松山委員 19番 松山 純久

#### 農地利用最適化推進委員 (18名)

1番 前田 正典	2番 徳田マスエ	3番 永見 繁廣	4番 小谷 保雄	5番 小川 明人
6番 領家 悟	8番 岡本 定文	9番 藤若 裕香	10番 橋本 安延	11番 串崎 美之
12番 小松原常雄	13番 渡邊 弘登	14番 河野 恒弘	14番 近重 邦昭	16番 田村 邦麿
17番 岡田 勝	18番 大谷 数義	19番 長野 昭三		

### 3 提出議案

#### ○議 案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第5号 転用統制外証明願について

#### ○報告事項

別段面積の指定について

#### ○その他

### 4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長

産業経済部農林振興課 : 松本会計年度任用職員

議長	<p>それでは、皆さん、おはようございます。</p> <p>本日の総会につきましては、既にご案内のように、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、初めての試みでございますが、テレビ会議を利用しまして、各支所に分散し会議を開催させていただきます。</p> <p>また、農業委員のみの開催とし、配布資料に基づきまして、議事、説明等につきましても必要最小限とし、極力時間を短縮して進行いたしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ただいまから、第12回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の農業委員の方の欠席でございますが、 7番 岡本委員、16番 佐々森委員、19番 松山委員 以上3名でございます。</p> <p>また、早退届を15番 林委員から提出していただいておりますので、時間になりましたら、退席をされて結構でございます。</p> <p>なお、議事録署名につきましては、17番 渡辺委員、18番 奥迫委員、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定につきまして、議決を求めます。</p> <p>内容は、「農用地利用集積計画（案）、利用集積一覧表、シナリオ」をご覧ください。</p>
事務局 (説明省略)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表に、農業者の皆さまからの申し出に基づいて策定した計画を掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>申し出のありました利用権設定は、5件、15筆、18,540m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は、1月28日を予定しており、利用権設定については、開始日を令和4年2月1日以降としております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。</p>
議長	<p>なお、事前に質問等をお願いしておりますが、ご意見、ご質問等ございませんでしたので、そのようにいたします。</p> <p>何か特別ございましたら、お受けいたしますが。</p>
議長	<p>では、無いようですので、採決をいたします。</p> <p>今回の農用地利用集積計画（案）につきまして、承認されます委員の方の挙手をお願いいたします。</p>

委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございました。全員挙手ですので、そのように処理いたします。
議 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定によります許可申請については、2件でございます。</p> <p>内容は、「次第、資料、管内図、シナリオ」等をご覧ください。</p>
事 務 局 (説明省略)	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>農地法第3条申請は、議題の2ページ上段の1～2号と「資料」をご覧ください。</p> <p>1号について説明いたします。資料1～2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、上府町○○ほか3筆の田、合計面積4,648m<sup>2</sup>です。</p> <p>場所は、○○です。</p> <p>この申請は、譲受人が贈与で申請地（現況は畑）を取得し、野菜を作付けするという内容です。</p> <p>この度の申請により、譲受人の耕作面積は約58aとなり、浜田地域の下限面積基準20aを満たしております。</p> <p>続きまして、2号について説明いたします。資料3～4ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、金城町追原○○ほか3筆の田畠、合計面積2,312m<sup>2</sup>です。</p> <p>場所は、○○です。</p> <p>この申請は、譲受人が売買で申請地を取得し、水稻、野菜を作付けするという内容です。</p> <p>この度の申請により、譲受人の耕作面積は約23aとなり、金城地域の下限面積基準40aを満たしておりませんが、空き家バンクに附属する農地として先月の総会で承認いただいているため、下限面積基準1aを満たしております。</p> <p>農地法第3条申請については、以上2件でございます。</p>
議 長	<p>担当委員さんから補足説明がございましたら、お願ひいたします。</p> <p>1号につきましては、14番 中田委員 お願ひいたします。</p>
中田委員	地図等で見ていただいたとおり、農地も整理されて、特に問題無いと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長	2号につきましては、7番 岡本委員でございますが、本日欠席でございますので、事務局長お願いいいたします。
事務局長	先月、別段面積の報告をご確認いただいている案件でございまして、本人さんも土地を取得して耕作されるという意思を確認しているということで、特に問題は無いだろうということでございます。よろしくお願いいいたします。
議 長	以上で、第3条申請について説明が終わりました。 事前に、ご質問、ご意見等を求めておりましたが、ございませんでしたので、報告をいたします。 その他、皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお願いいいたします。
議 長	ありませんでしょうか。 無いようですので、採決に入ります。 第3条申請の許可につきまして、ご承認いただけます委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございました。全員挙手でございますので、許可といたします。
議 長	続きまして、議第3号、農地法第4条の規定によります許可申請1件ございます。 内容は、既にお配りしております「次第、資料、管内図、シナリオ」等をご覧ください。
事務局 (説明省略)	それでは、農地法第4条申請について、説明いたします。 農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。  農地法第4条申請は、議案の2ページ下段の1号と資料5~6ページをご覧ください。 申請地は、金城町久佐〇〇の畝、6.22 m <sup>2</sup> です。 場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(外)、農地区分は第2種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、墓地の移設ですが、17ページの顛末書のとおり、平成30年8月頃に自宅近くの自己所有地に設置しておられます。 なお、「埋立て土砂が流出し周辺の土地に影響がないように、コンクリ

	<p>ートブロック止めなど被害防止対策には万全を期す。その他、被害の恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。」などの対策をされています。</p> <p>農地法第4条申請については、以上1件でございます。</p>
議長	<p>担当委員さんから補足説明がございましたら、お願いいいたします。</p> <p>4番 柿元委員 お願いいたします。</p>
柿元委員	<p>この資料に書いてある説明のとおりですけれども、事前に着工ということで、資料の後ろのほうに顛末書が付けてありますので、本人さんもこういうことですので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>以上で、第4条申請について説明が終わりました。</p> <p>事前のご意見、ご質問等は、ございませんでした。</p> <p>その他、皆様方から意見等ございましたらご発言をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>第4条申請の許可をご承認いただけます、委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	～ 全委員 挙手 ～
議長	ありがとうございました。全員挙手でございますので、許可といたします。
議長	続きまして、議第4号、農地法第5条の規定によります許可申請について、1件ございます。内容につきましては、「次第、資料、管内図、シナリオ」等をご覧ください。
事務局 (説明省略)	<p>それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>農地法第5条申請は、議案の3ページ上段の1号と資料7~8ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、三隅町湊浦○○ほか1筆の畠、合計面積554m<sup>2</sup>です。</p> <p>場所は、○○です。</p> <p>申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の「用途指定なし」で、農地区分は、第2種農地に該当いたします。</p>

	<p>当該申請の転用目的は資材置場で、工事期間は許可日から令和4年8月までとなっており、売買による所有権移転となっております。</p> <p>なお、「敷地内の雨水は地下浸透による。バラスなど敷設などにより表土の流出を防ぐ。被害が周囲に及ぶ恐れはないと思われるが、万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する。」という申請内容です。農地法第5条申請については、以上1件でございます。</p>
議長	<p>担当委員さんから補足説明がございましたら、お願いいいたします。</p> <p>17番 渡辺委員 お願いいたします。</p>
渡辺委員	<p>17日に、現地を見てきて、確認をしております。特に問題は無いと思しますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>以上で、第5条申請について説明が終わりました。</p> <p>事前のご意見、ご質問等は、ございませんでした。</p> <p>その他、皆様方からご意見等ございましたら、お願いいいたします。</p>
議長	<p>ありませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>第5条申請の許可をご承認いただけます、委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>～ 全委員 挙手 ～</p>
議長	<p>ありがとうございました。全員挙手でございますので、許可といたします。</p>
議長	<p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願1件ございます。</p> <p>内容は、「次第、資料、管内図、シナリオ」等をご覧ください。</p>
事務局 (説明省略)	<p>転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>非農地証明は、登記簿上の地目は田や畠などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上(浜田市の目安)放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。</p> <p>議案の3ページ下段の1号と資料9~10をご覧ください。</p>

	<p>申請地は、三隅町岡見〇〇ほか1筆の田、合計面積1,139m<sup>2</sup>です。 場所は、〇〇です。</p> <p>申請者から「昭和年月日不詳により耕作放棄、現況山林」であると申請されています。</p> <p>転用統制外証明願は、以上1件でございます。</p>
議長	<p>担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいいたします。</p> <p>17番 渡辺委員 お願いいいたします。</p>
渡辺委員	<p>先日、現地を確認しました。写真のとおり、現地へ入れる状況じゃないので、ご了解願いたいと思います。</p>
議長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が終わりました。 事前の質問等はございませんでした。</p> <p>その他、皆様方からご意見、ご質問等がございましたら、お願いいいたします。</p>
議長	<p>ございませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>転用統制外証明願につきまして、ご承認いただけます委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	～ 全委員 挙手 ～
議長	ありがとうございました。全員挙手でございますので、承認いたします。
議長	<p>続きまして、報告事項は、「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定」「認定電気通信事業者等が行う農地転用届」です。</p> <p>内容は、「次第、資料、シナリオ」等をご覧ください。</p>
事務局 (説明省略)	<p>はじめに、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定について報告いたします。</p> <p>先月の報告にもありましたが、この申請は、土地所有者が所有する家屋を空き家バンクに登録し、空き家に附属する農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定を受けます。</p> <p>土地所有者が別段面積の指定を受けることにより、空き家を購入される方が、空き家とあわせて農地を「通常の下限面積以下」の「1a以上」として農地法第3条で取得できる制度です。</p>

	<p>この制度は遊休農地の解消、定住促進、新規就農などを目的としています。次第の4ページ上段の1号と資料11~12ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、三隅町東平原〇〇の畠、502 m<sup>2</sup>です。</p> <p>空き家は、〇〇にあり、対象農地も空き家のすぐそばにあります。</p> <p>この申請につきましては、担当委員と事務局で現地確認し、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定する要件に該当すると判断させていただいております。</p> <p>今後、空き家を含めた農地の購入を希望する方がおられますと、農地法第3条申請をされ、指定された農地の一部又は全部を購入される予定です。</p> <p>続きまして、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>次第の4ページ下段の1~2号と「資料」をご覧ください。</p> <p>1号について、説明いたします。資料13~14ページをご覧ください。</p> <p>届出は、三隅町室谷〇〇の畠、368 m<sup>2</sup>のうち4 m<sup>2</sup>です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>この届出は、楽天モバイル株式会社の携帯電話無線基地局を設置する届出で、工事期間は、令和4年1月から7月の予定となっております。</p> <p>2号について、説明いたします。資料15~16ページをご覧ください。</p> <p>届出は、三隅町岡見〇〇の田、707 m<sup>2</sup>のうち4 m<sup>2</sup>です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>この届出も同様に、楽天モバイル株式会社の携帯電話無線基地局を設置する届出で、工事期間は、令和4年1月から6月の予定となっております。</p> <p>報告事項は、以上でございます。</p>
議長	<p>以上で、報告事項について説明が終わりました。</p> <p>なお、事前の質問等は、ございませんでした。</p> <p>その他、皆様方からご意見、ご質問等がございましたら、お願ひします。ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、報告を終わります。</p>
議長	その他、事務局からございましたらお願ひします。
事務局長	ございません。
議長	そのほか、委員の皆様方から何かありましたらお願ひします。ございませんでしょうか。
議長	無いようでございますので、以上を持ちまして、第12回総会を終了いた

	します。 ありがとうございました。
--	----------------------

終了 午前 9 時 45 分